

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議 (第5回)

議 事 録

と き : 平成18年12月20日(水) 14:00~17:00
と ころ : PCB処理情報センター

1. 開 会

【事務局】

本日の会議ですけれども、終了時間はおおむね16時過ぎを予定しております。

また、本日、新たに関係団体の委員としてお願いしました委員がいらしているので、ご紹介いたします。

室蘭商工会議所副会頭でいらっしゃいます〇〇委員です。

どうぞよろしく申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の田中からごあいさつ申し上げます。

【田中局長】

皆様、こんにちは。北海道の田中でございます。

本日は、委員長をはじめ委員の皆様、またオブザーバーの皆様方には、師走の何かとお忙しい中、委員会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

今年も残すところ10日ほどになりましたが、JESCOの新設工事の進捗状況が8割ほど進んでいると聞いてございます。一方、後ほどまたご説明がありますが、JESCOの受入計画などの決定、また、私ども北海道としても今月の15日に函館、一昨日は室蘭で保管事業者や収集運搬業者向けに処理事業の説明会を開催するなど、PCB処理事業の処理体制についても準備を進めているところでございます。来年3月には処理施設の試運転も予定されており、本日、今後のスケジュールなどの説明もさせていただきますが、私どもとしましては、安全、適正な処理を進めるために、皆様のご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

本日は、10月に開催いたしました北九州事業の処理施設の視察と地元監視委員会との意見交換会の報告のほか、前回の円卓会議でご意見をいただいていた環境モニタリングについて、また北海道事業の進捗状況などについてご説明を予定してございます。皆様から忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日は、オブザーバーといたしまして、環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の横井課長補佐の出席をいただいておりますので、ここでごあいさついただきたいと思っております。よろしくよろしくお願いいたします。

【横井課長補佐】

環境省の産業廃棄物課の横井と申します。いつも大変お世話になりまして、ありがとうございます。

前回、8月3日に円卓会議が開かれまして、それ以降のJESCOの状況を簡単に説明させていただきますと、10月12日に大阪事業が開業式を迎えましたが、運転を停止しておりました東京事業所も10月23日に運転を再開いたしましたので、現在、全国で4カ所の処理施設が稼働中です。また、来年の10月には、この北海道事業所も処理の開始を予定しております。現在工事が進められております。工事を安全に行いまして、円滑な形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、北海道事業所への収集運搬ができる搬入者にかかわります受入基準もこの度策定されまして、本日も説明いただく予定になっているところでございますので、ご検討のほどをよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては委員長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

2. 議 事

【委員長】

本当に年の瀬のお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。その前に資料の確認をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料の説明をさせていただきます。

(会議次第に基づき、配付資料の確認)

【委員長】

よろしいでしょうか。

それではまず、議事の1番目は、前回第4回の円卓会議の議事録についてです。

これにつきましては、事前に皆様方に確認をいただいておりますので、特にご異議がなければこの場で承認ということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、議事の2ですが、10月に、大変お忙しい中、9人の方々と道の関係の方々、室蘭市もそうですが、北九州の事業所を視察していただきまして、また北九州のPCB処理監視委員会、これは私ども円卓会議と同じような性格を持っているところですが、ここと意見交換をしていただきましたので、その内容についてご報告をいただきたいと思います。

まず、事務局からご報告をいただいて、その後、参加をいただいた委員の方の感想、あるいはご意見もあればいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

本日配付させていただいております報告書と、幾つかの写真などを交えながら、まず概要を報告いたします。

その後、今回参加いただいた4名の委員の皆様から感想などを一言ずつお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、お手元の報告書の1ページをご覧ください。

1泊2日というハードな日程でしたけれども、施設の視察と意見交換会を実施しました。今回は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の4名に参加いただき、室蘭市から佐々木主幹、北海道事業所から油井所長に同行いただきました。また、当日は、北海道新聞室蘭支社の方からも同行取材をいただいております。

まず、北九州事業所の処理施設の視察についてですけれども、北九州事業所では約3時間という長時間にわたり、ご説明等をいただきました。改めて、ご協力いただきました日本環境安全事業株式会社の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

まず、こちらの図なのですけれども、北九州事業所の立地状況についてです。若松区の響町工業団地内の総合環境コンビナート、響リサイクル団地内がございます。ペットボトルや自動車、家電をはじめとしたリサイクル施設に隣接しております。最も近い民家までは約4キロメートルと伺っております。

報告書の3ページをごらんください。

今回伺いました北九州事業と北海道事業の概要について記載しております。

今回、視察に伺った施設は、第1期事業ということで、北九州市内のPCB廃棄物処理施設となっておりますので、処理能力も1日PCB分解量にして0.5トンと、小規模なものとなっております。

処理工程につきましても、参考までに記載しております。

第2期事業において、その他17県分の処理を行うということで、先日、設計業務の契約が締結されたという状況でもありましたので、報告書の中には第2期事業の概要についての記載は省略しております。

こちらの写真ですけれども、北九州事業所内のプレゼンテーションルームでの写真になります。

まず、施設の2階にありますプレゼンテーションルームにおきまして、DVDによる処理施設の概要についての説明をいただきました。その後、見学ルートからの視察、1階の情報公開ルームでの視察を行いました。

こちらが見学ルートの写真になります。

見学ルートからは、二次洗浄室、中央監視室の状況を確認することができます。

これが、見学ルートから見た二次洗浄室内の状況になります。こちらと同じような状況です。

ちょうど視察に伺う前だったのですけれども、北九州事業所の施設内で天井材の一部に落下が生じたということがございました。本日、この後、JESCOさんからこのお話についてご報告があると思っておりますけれども、ちょうど落下した部分が二次洗浄室内ということで、ちょうど見学ルートからもこの箇所について確認することができました。この写真はもちろん修復後の状況になりますが、そのときの状況や対応状況などについても事業所の方からいろいろとご説明をいただきました。

こちらは、見学ルートから見える中央監視室の状況になります。

こちらが情報公開ルームになります。それ以外の施設の状況につきましては、情報公開ルームに設置しておりますモニターによって確認することができるようになっておりました。

このようにモニターが二つありまして、これは施設の模型と連動しておりまして、施設内に設置したビデオカメラからの映像を見ることができるようになっておりました。視察の当日も、作業の様子などをモニターで確認することができました。

報告書の6ページ、7ページにも、環境モニタリング状況を表示するモニターや、処理事業内容を説明する音声パネル、施設内の作業状況モニターの写真を載せてありますが、今後、北海道事業においても、ちょうどこの情報センターと同様な形で情報公開ルームが整備されていくことになろうかとイメージしております。

施設の見学の後、再びプレゼンテーションルームにおきまして、あらかじめ委員の皆様からいただいております質疑について、個々に説明を受けながら回答をいただきました。これらにつきましては、報告書の8ページから12ページにかけましてまとめております。内容についてご確認いただければと思います。

北九州事業所でお話を伺いまして、私の中で一つ印象に残っておりますのは、最初の事業ということで、スタッフの経験もない中で、手探り状態で進めなければならなかったとおっしゃっておりました。かなり試行錯誤が続いたというお話を伺いました。北海道事業は5番目に操業する事業ですので、これまでの経験などを、どう有効に活用していけるのかということが非常に重要ではないかと感じました。

翌日31日は、北九州市のPCB処理監視委員会との意見交換を実施いたしました。委員長ほか4名の委員のご出席をいただきました。

北九州の監視委員会は、平成14年2月に設置されまして、これまで15回の委員会開催と、他事業や民間の自社処理施設など全部で3回の視察を実施してきております。

北九州市から監視委員会の概要やこれまでの活動状況について説明いただきまして、その後、委員長の進行で意見交換を行いました。あらかじめ皆様からいただいていた質疑内容をもとに進行していただきました。

出席いただいた4名の委員は、公募による市民委員の方々と、監視委員会設置当初から現在で3期目を務める方々でしたので、処理施設建設時点から操業開始、そして現在まで市民の目で監視を続けてきた経験などから、貴重なご意見を伺うことができたと思っております。

内容につきましては、報告書の14ページから意見交換会での概要についてまとめておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

報告書の後半、20ページからは、今回視察に参加いただいた委員の皆様にご感想を含めて、今後のリスクコミュニケーションのあり方などについて報告をいただきましたので、掲載しております。

私からの報告は以上になります。

この後は、委員の皆様から一言ずつお願いしたいと思っておりますので、順にお願いしてもよろしいでしょうか。

【委員】

今回は、貴重な体験をさせていただきまして、本当にありがとうございます。

物を読んだり議論をする上で、やはり現物を一度見てみる、あるいは話を聞いてみるということは非常に大事なということを改めて感じたところでございます。

北九州事業所は、当初はいろいろとご苦労があったということですが、現在は非常に安定して、北九州市内の処理分についてはほとんど完了して、さらに、これからは他府県のものを処理するというのを聞いて、非常に心強く感じました。

現在では、変圧器は週6台ぐらいのペースで処理されているということでございました。

また、設備とか工場の建設、立ち上げ、こういったものに従事した者であればよくわかることだと思うのですが、やはり設計段階でいろいろと検討しても、実際にやってみると多少条件が違うということで、トラブル、あるいはいろいろな設計変更ということはあるものです。そういう中で一番大事なものは、致命的なところに至らないようにするということが管理の面で要求されるので、そういったことが上手にされているということもあわせて感じてまいりました。

ただ、天井が一部落ちたという点で、通報がやや遅れたという話も伺いましたけれども、特にこういった設備であれば、やはり市民の人たちはささいなことでも不安に感じると思われますので、ならば、早目に言うということが必要なのだろうと感じております。

それから、情報センターの活用ということで、昨年の実績が2,600人弱ということも伺いました。ただ、立地場所がやや離れたところにありますから、見学に来るとすることも簡単にはいかないという背景もありますが、それに引きかえ、室蘭の場合は極めて近いということもありますから、こういう場所を積極的に使って、PCBの処理というのはこういうものだ、あるいはまた、安全にやれるのだということを是非多くの人に啓蒙していく必要があると感じております。

それから、昨年、知床の流氷に挟まれてシャチが死んでいた、そして体内のPCBを調べたら結構な濃度になっていたという食物連鎖の記事が新聞に載っていました。そんなことから、理科年表の環境編に、では世の中はどうなっているかということで、海水の汚染状況が書いてありましたので、そんなものも参考に載せておりました。要するに、こういうものの処理が猶予ならない状況になってきているのだということを、この1枚のグラフは物語っているのだらうと思えます。

それから、失敗事例の活用ということで、他の事業所含めて今まで幾つかのトラブルがありましたけれども、ぜひ、そういうことを活用して、いろいろなところに反映させていくべきだと思っております。皆さんも、確かにそのとおりだと思っております。今回、配付された資料にも、東京とか豊田事業所の例を北海道事業所の中にどう生かしていくかという資料もありまして、非常に安心してございます。

それから、北九州市PCB監視委員会との懇談の中で、なぜ北九州市でやるのだという議論もあったということでした。しかしながら、やはり北九州市がやらなければならないのだとい

うところに収束して現在やっているという非常に心強い話も伺っております。ぜひこれからも、そういった意味で議論を展開していきたいと思っております。

それから、今までいろいろな話なり資料をいただきましたが、私は諸外国の処理例というのが不勉強でありますから、ぜひどこかのタイミングで情報をいただきたいと思っております。

それからもう一つは、これは北九州市の委員の方も言うておりましたけれども、あちこちの工場等を見て歩いたといいますか、委員会として見る機会をつくってもらったということで、やはり、こういった施設といえども普通のプラントと大差はないわけでありますから、ぜひ多くの工場などを見る機会を設けていければというふうに思っております。

最後になりますが、我々委員を含めて、もっと知識を得るためにいろいろなことを勉強するといった絶えまざる努力が必要だというふうに感じてまいりました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、続いてお願いします。

【委員】

今回、視察に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。

やはり、いくらインターネットの世界だといっても、実際に見て、人の話を聞いて、その中でいろいろなことを学ばせていただくということが非常に大切であるというふうに認識を新たにいたしました。

〇〇委員もおっしゃっていましたが、先行事業ということで、大変なご苦労があったようです。意見交換の中で、やはり事業がどんどん進んでいくと、慣れが出てくるのかなというふうにお聞きしましたら、個々の作業自体が毎日違ってくるので、慣れなどはない、緊張の連続だということでした。そういうことも含めまして、非常に忌憚のない率直な意見を出していただきました。もともと不具合が出てくるという前提のもとに作業を進めている、それをいかにうまく処理をしていくかということで日々苦労しているという話を聞きまして、そうだなというふうな感じを受けました。こちらの方も、日々、マニュアルどおりには絶対いかない、その中でいかにうまく処理をしていくかということが大切だなと改めて思いました。

それで、ちょっと気になりましたのは、ほかの業者で、今は北九州市内のものを処理しているわけですが、一部、値段が高くて処理が追いつかないという話もありました。その辺について、最終的には国なり地方公共団体なりがある程度その分の面倒を見ていかないと、人、物、お金の状態が悪くなってくる可能性がありますので、そういったところは北海道においてもいろいろ検討していただければと思います。

それから、その情報センターの活用につきましては、余り積極的だという印象を受けなかったのですが、こちらの方は、15県の交流ということも含めて活用を大々的にやりたいということもあります。ですから、情報センターの活用という意味では、室蘭の方が先行していますし、全国に先駆けていい方向に進んでいるのではないかと思っておりますので、ぜひ、ここが環境教育の拠点に、また市民の触れ合いの拠点になるように、英知を絞って活用策を考えていただければと思います。

北九州の監視委員会との意見交換会で思いましたことは、先行している中で戸惑い等があったけれども、実際にやって、決断してよかったというのが委員の方々の率直な思いのようです。

その中で、一つお願いがあります。今回は、我々4名で参加させていただきました。前は、3名の委員の方に参加していただいておりますけれども、北九州の場合は全員参加を原則として、現地での委員会の開催という形で、勉強会を事前に実施して、そして現地に全員が参加をするという形なのです。財政状況が厳しい厳しいといっても、やはり大切なものに対してはち

やんと予算を組む、これが一番の原則ではないかと思っておりますので、是非今後は、全員が視察に行ききちんと勉強していく、それを市民の人々に我々の責任として伝えていくということが必要ではないかと私自身は思っております。ぜひ、これはご検討いただきたいというふうに思います。

また、〇〇委員もおっしゃっていましたが、今後は、科学的な部分で、やはり不安な部分と科学的にきちんとした部分の区別をきちんとやっていかなければいけないと思います。その辺のところの評価みたいなことをちゃんとする必要があるのかなと思っております。

雑駁ですけれども、報告にかえさせていただきます。

【委員長】

ありがとうございました。

では、〇〇委員、続いてお願いします。

【委員】

1泊2日の視察旅行は、大変有意義な旅行であったと考えています。

1日目は北九州事業所でしたけれども、僕の関心は、やはり操業して2年目の9月20日に二次洗浄室の天井板が落下したということで、これは一体どういうことかということにありました。事前に道からいただいたプリントには、北九州事業所の方の説明として、電気系統の点検時に一時的に給気圧が低下したこと、予想以上の負圧が発生したことなどが原因とありました。それで、質問をしたのですが、まだ調査中という話でした。中央監視室などもあって、すべてわかるはずなのですけれども、なかなかそれがわからないということで、これはどうしたことかというふうに考えています。やはり、事故は事故ということで徹底的な究明がさらに必要ではないかということと同時に、北九州事業所でも質問したのですけれども、いわゆる設計計画の段階でどこかにミスがあるのではないかということです。これは、北海道事業をやるにしても、もう7割方は建設されているのですが、そこら辺は慎重に慎重にというふうに思っております。

それから、処理中の不具合については、課長さんは、正直に隠さずお話ししていただきました。そうすると、不具合は毎日のようにあり、それを一つ一つ直していくというような話でした。このことについては、やはり30年間のごみが詰まっているのだという話もありまして、それは生産者責任や使用者責任の部分も深く考えさせられました。

それから、PCBの保管量についてですけれども、これは質問をし、ここにも書いてあるのですけれども、やはり申告制なものですから、すべての事業者が申告しているかどうか非常にわからない部分があるということもあって、これは非常に難しい問題といえますか、ここにも書きましたように、徹底的な点検調査が必要ではないだろうかと考えております。

もう一つ、処理済み油のことも最大の関心があるのですけれども、室蘭市の市議会でも、例えば西胆振の広域連合のボイラーでたいた方がいいとか、市内の銭湯組合がボイラーの重油としてたいた方がいいのではないかという話がありました。しかし、微量であってもPCBが含有しているので、ここら辺は非常に難しい問題です。僕も質問をしたら、硫黄分がないからということで、隣の工場等でたいていいるという話でした。これはちょっとびっくりしたのですけれども、これからの研究課題だと思っております。

2日目は、北九州市のPCB処理委員会との意見交換で、10月の末といっても大変暑いので僕らは背広を脱いだのですが、向こうの方は、暑い中で2時間、礼儀正しく背広等を脱がずに対応してくれました。

それで、先ほど〇〇委員も言いましたが、視察は全員参加が原則で、そして視察前にいろいろと議論をして進めている。これは、なかなかすばらしいことだなと思いました。監視委員の統一見解まではいかないかもしれないけれども、意見交換をしながら見ていくと。

それから、立入調査の関係で、北九州の監視委員の方は、実際に見るとわかるのだと言っておりました。暑い中で作業をしている人たちの作業環境というようなお話もありました。

そのほか、最後に書いていますけれども、北九州監視委員会の委員長さんは、何ものならば監視委員会を開かないということもあるようですが、やはり、定期的に監視委員会をもって進めていった方がいいのではないかと話をしておりました。

実は、昨日の新聞で、この円卓監視委員会があるということを広く一般市民に知らせたようだけれども、こういうような会議はなるべく早目に伝えていった方がいいと考えております。さらに、傍聴は15名に限定などというふうに新聞に書いていましたけれども、広く多くの方にわかっただけのような努力をした方がいいのではないかと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【委員】

多額の費用をかけていただいて行ってまいりました。お礼を申し上げます。

まず、北海道と同じ処理ということで、大変勉強になりました。

まず、処理物の洗浄回数が設定したとおりにいかなかったということで、2回のところを3回や4回やっているの、その辺は室蘭ではどうかなという感じを受けました。

それから、解体作業のレベル3ということで高くなっていますので、先ほど各委員から報告があったように、やはり相当な装備をして高濃度になっていますので、作業員の負担というのは大きいのではないかと考えています。室蘭の場合は、私もそういうことを経験して、作業員の気持ちになっていきたいなと思っています。

それから、天井落下の件については、こういう高温の上に、上から落ちてきたのですが、天井から何キロのものが何メートル落ちて、どのぐらいの強さがあるという実証はしていません。ただ落ちたというだけで、パイプのところの保温材のところがちょっとへこんでいたのですが、そういったことを実証してみるということも必要かなという感じがしました。

それから、PCBは安全ということですが、外には漏らさないということを北海道ではお願いしたいと思います。

それから、卒業判定ですけれども、一応基準があって、そのとおりにやっていると思うのですが、やはり第三者の立ち合いも必要かなということで、透明性を高めてもらいたいと思います。小さなミスを見逃すと、やはり大きな事故につながるのではないかと考えています。

北九州市の監視委員会の方との交流では、やはり好意的にしてくれまして、委員会を15回開いて問題解決しているということでした。

それから、これはダブりますけれども、紛失などの罰則もいろいろ考えたらどうかなと。

それから、北海道は第5番目の処理になりまして、九州とは同じですけれども、ほかの処理とは違います。いろいろな状況や事故が起こることを前提にしてやってもらいたいです。また、共有して、委員もそうだし、会社も国も5カ所の処理を一緒に考えていくシステムですね。将来は諸外国、後進国に処理を技術的にも実施すると思うのですけれども、日本でしっかりした技術を持つべきではないかと思っています。

また、北九州の場合は処理場から民家まで4キロ離れていますが、室蘭の場合500メートルと聞いていますし、避難場所の確保や避難訓練を行っていないと聞いています。特に、室蘭は住民もいますし建物もあるので、これからはそういうことをお願いしたいと思っています。

それから、ここは300億円をかけてやっているのですけれども、今、談合問題があったりしますので、やはり外部監査をきちっとしてほしいと思います。

それから、平成28年度には建物を全部壊してしまうのかどうか。PCBにどの程度汚染されるのかわかりませんが、その建物を違う面で使うのか。それから、今は安定器などがありますが、その処理は次にどうなっているのかということです。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

委員の皆様から事前にいろいろなご質問をいただいております、それについてもこの報告書の中に入っております。

今、道の方と委員の方々からの報告につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

【委員】

先ほどの話の中で、日々、不具合が発生しているという話がありましたが、具体的なお話があったのであれば、教えていただきたいと思います。

それから、これはJESCOさんにお聞きしたいのですが、それらのことを日常的にJESCOさん自身が報告を受け、把握して、全体に反映するというシステムというかやり方が実行されているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

【委員長】

それでは、日々、不具合というか、新しい発見があると言った方がいいかもしれませんが、何か具体的にお聞きになったことがありましたら話ししていただけますか。

JESCOさんの方から、例えばどんなことがあるのかということをお話しいただけますか。

【JESCO】

委員の皆様には、日ごろから大変お世話になっております。この場をおかりしてお礼申し上げます。

今のご質問については、言葉の問題かもしれませんが、日々、不具合と言うと、日々、何か大変なことが起こっているように聞こえますが、そういうことはもちろんございません。日々、PCBを処理しておりますが、機械を扱っているものですから、想定内の不具合の中でも特に重度が高い例を申し上げますと、使っているうちに、少しのすき間から徐々に油がにじみ出るということがあります。それにきちんと対応する。あるいは、解体するときいろいろ特殊なものが出ますから、うまく予定の時間どおりに解体できなかったとか、初めて見る機械はどこから外していけばいいのかということで手間取るということがあります。

そういったことがありますが、特に私どもは、PCBを漏洩してはいけないというのが我々に課せられた最大の責務だと思いますので、それにつながるような何か、「ヒヤリ・ハット」と呼んでおりますけれども、そういった現象を発見すれば、それは直ちにまず事業所内に報告します。そして、それを本社の方に直ちに報告します。まず、全体の概要がわからない段階でも、速報という形で、こういうことがありましたという連絡を受けることにしています。その後、少し時間をかけて、もう少し詳しい内容を報告してもらおうということをしております。また、私どもは、ほかの事業所でこういったことがあったけれども、注意するようという指示をしております。

そういった積み重ねで、少しずついいものにしたいと思っています。

報告以外にも、実際の運転作業員が直接情報を交換できるように、まだ動いていない北海道を含めて担当者を集めて情報交換をする、そして対策をどうしたらいいかという意見をすることも行っております。

【JESCO】

少し付け加えさせていただきますと、北九州事業所で一番苦労しているところは、先ほど部長が触れましたが、いろいろな種類のトランスやコンデンサが入ってきて、いざ解体しようと思っていれば、想定図面と違っていたとか、余計な締めつけがボルトでなされていたとか、そういうものがかなりあります。この点につきましては、日本の主要なメーカーで製造しておりますので、そういったメーカーから個々の形式ごとのトランスやコンデンサの情報を、図面等のなるべくわかりやすい形にして、データベースを本社で一括して整理しております。こ

れを、個々の事情所で新しいものが入ってきたときに、まずそれを見ていただいて、それから、他の事業所で解体したときにどういう不具合が生じたということを速やかに情報伝達できるようにしています。それによって、かなり大事なところの工程の改善がされていると思っています。

【委員長】

よろしいですか。

【委員】

追加でよろしいですか。

僕は、非常に大事なことだと思っているのです。我々は素人ですから、おそれが先に来るといふ弱点はあると思うのですが、事実を知らないということは、より怖いことなのです。そういう積み重ねが、今、データベースの話がありましたけれども、本社なりにきちっと記録されて、公開できる状態にあるのかどうかということが一つです。

これは、事業所でお勤めになっている方はみんな一生懸命やっているということは疑う余地はないのですが、意外と流れの中で落としているものもあるかもしれないという点では、いろいろな人に公開をしていくということが僕は大事だと思うので、事業の性格上、そういう処置がとれないのかどうか。あるいは、我々でも見れるのであれば、よりいいことだし、また多様な意見が出てくると思います。これは、後でご質問することと関係するのですけれども、事業全体をもう一度評価するという問題も含めて大事な内容ではないかなと思っているのです。

部長さんが言われたように、小さなことの積み重ねのような印象のお話で、確かにそうだと思うのですが、僕は、それを全体像として見た場合には非常に重要なものがたくさん含まれているという意味で、そこを公開していただけないのかなというのが1点です。

2点目は、先ほど、コンデンサやトランスなどの各メーカーのデータをきちっと把握しているというお話を聞いて、すごくいいことだなと思いました。

先ほど〇〇委員がおっしゃっていたことと関連するのですが、今、処理をするという緊急な課題をどうやって一生懸命やるかという問題と同時に、今保管しているものをしっかり把握して、外に漏れない、なくならない、しっかり処理するところまで管理するというところが非常に不安定だと我々は感じているのです。そういった点では、各現場からのデータをある程度把握しているということをお聞きしたので、本来であれば、これは我々の委員会の任務ではないというところまでかもしれませんが、いわゆる製造から使用者、使用者からまた使用者という形で製品が移動していったはずなのです。これを、基本的なデータにきちんと乗せて把握していくというやり方をしないと、僕は単なる申告制度では、後の結果でびっくりするようなことにならないかという心配があります。

そういう点では、保管状態について、現時点では申告制度をとっていますけれども、仮に申告制度にしても、もともとの製造した、輸入した、それから製造元から使用者に販売されたという経路がしっかりしているわけで、なおかつ、その部分というのは大きなメーカーが多いわけですから、それは全部情報収集してデータベース化することによって申告制度の弱点を補うことができるのではないかと思います。

今、データベース化の話が出たので、関連して質問しました。

【委員長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

北九州の中央監視室は何人体制で行っているのでしょうか。この写真を見ますと、非常にたくさんいらっしゃるように思いますが、大阪に参りましたときは、3名ぐらいいて、あそこは

1人なんだよ、最終的にはここには人がいなくてもいいのだよと言われました。その点からいうと、これを見ていると、かなりたくさんいるように思われます。それで、室蘭は何人ぐらいの体制でされるのでしょうか。

あとは、何か起きたときに、ここで見つけたのではなくて、いつも人が見つけるのだと。事故自体をこの監視室で見つけたわけではないというように前回のときも感じていましたが、その辺はどうなのでしょう。

この2点をお願いします。

【JESCO】

今、北九州の体制は何名ということをご説明できないのですが、1人ということではなくて、この写真に写っているような状況が通常だと思えます。また、東京の事業所もかなりの数の者がおりますし、大阪も1人ということはないと思えます。

それで、中央制御室で見つけられないということはもちろんなくて、やはり現場で気がつくこともありますし、中央制御室で、本来これぐらいのスピードで薬剤が流れるべきところを、いつも以上に時間がかかっているのではないかとということ調べて、現場をちょっと見てみるという指示をすることなどがあります。それで問題を発見できるということももちろんありますので、当然ながら、この中央制御室は必要ですし、実際に役に立っているというふうに考えています。

【JESCO】

人員については、後で運転会社の業務計画書のご説明の中で触れる予定もございましたが、中央制御室の人員としましては、班長が4人おまして、中央制御員としては12名でございます。足して16名で、これが4班になります。それで、3交代で勤務をするということでございますので、1班4名体制ということでやってまいります。

【委員長】

ほかにございますか。

いろいろと貴重なご意見が出されたと思えます。

〇〇委員が言われたデータベースの件ですが、多分、JESCOさんもそうですが、いわゆる引火性のものも含めたリスクの高いものを扱っているので、「ヒヤリ・ハット」が生じて、冷やりとしたことも必ずデータベースに残っています。先ほどのコンデンサというのはトランスのボルトが抜けなかった、これは冷やりの方ですが、冷やりのうちの大体400分の1くらいがはっとするのだそうです。そのはっとしたうちの500分の1ぐらいが、何かが折れたり何なりする実際の現象が起きるそうです。ですから、ヒヤリとハット、それから実際の現象という、400の400の400ですから、物すごいデータベースなわけです。そういう意味では、我々が一番関心があるのは、少しでも漏れたようなときはどうするのかということはあるのですが、その前段がたくさんあるということです。

だんだんと事業所で仕事が進んでいくという意味で、冷やりとすることもたくさんありますので、その辺のところは、いずれ具体的な事例集などをJESCOさんの方で公開していただければと思います。

それから、そういうハットにつながるようなことは、先ほどからお話があった、要するにPCBを含んだトランスやコンデンサを保管している間にそういう原因が起きる可能性があるのです。そういう意味では、いずれはそういう事例集を出していただくというのも大事なところではないかと私は思います。

それから、実際に委員の方々が体験したらいいのではないかと話がありましたが、これは大変危険なことであります。実際に安全服を着てやっておられる方は、その服を着ているだけで安全なのではなくて、その服を着て安全に仕事ができるという訓練を受けた方なのです。ですから、なかなかあの中まで入って体験するのは難しいと私は思っています。ただ、その服

を着て、この辺を歩いてみて、この工場の操業が始まったときに、あの服を着ている人はどれぐらいしんどい思いをしているかという体験をしていただくのはおもしろいかなという感じがいたします。

それから、PCBの保管については、今、法律で報告義務がありますけれども、先ほどからお話があったように、処理料金が高くなるから、本当に最後は保管されているものが処理されて残りがなくなるのかということは、ここの委員の方々も、あるいは関係者も危惧しているところです。これは、国の環境省の考え方と道の考え方ということですが、それについてはおいおい検討していただければ解決する問題ではないだろうかとも私も認識しておりますし、皆さんと同じ考え方です。

それからもう一つは、北九州の例であるように、円卓会議を全員でどこかでやるというのは、毎回は大変だと思います。ただ、来年度にできるかどうかわかりませんが、いずれ時期を見て、東京の事業所あたりは大変大きいのでいいかもしれませんけれども、そういうことも、道の方も室蘭市さんも含めてお考えいただければと思います。

それからもう一つは、このセンターの活用の方法についてです。15県の方とどう交流するかということ、これは我々の及ばないところなので、15県と環境担当とPCB処理担当の方とどこかの機会でご相談をしていただきたいと思います。

私の印象ですが、北海道民と室蘭市民がほかの県の分のPCBを処理してあげるわけですから、少しぐらい感謝していただいてもいいわけです。そういう意味も含めて、他県のこういうことに関心を持っていらっしゃる方と交流する機会を今後考えていただけるといいのではないかなと思いました。

本当にお忙しいところをありがとうございます。〇〇委員がおっしゃるように、北九州は、北海道から行くと10月はまだ暑いですね。でも、向こうの方はちょうどいいのだと思いますが、本当に暑いところをありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。モニタリングについてです。

説明をお願いします。

【事務局】

北海道PCB処理事業に係る環境モニタリング測定結果ということで、資料3-1にその結果、周辺地域環境、北海道と室蘭市で実施した部分について掲載しております。

前回の円卓会議におきましては、6月の一部についてご報告させていただいております。今回は、それ以後にサンプリングしたもので分析結果が出たものについてご報告させていただいております。

分析中のものはこのようなものとなっておりますが、下の方に、表の内訳ということで非常に細かい数字の羅列があると思います。

まず、3枚めくっていただいて、PCB測定結果という表があると思います。それで、PCBの測定結果ということですが、これがナンバー1からナンバー209までの項目について測定して、その積み重ねがトータルのPCBという結果として出ていることになります。

その1枚前、今度はダイオキシン類になりますけれども、ダイオキシン類につきましては、下の三つに分かれたものの一番下のナンバー77、81、129という部分が、いわゆるコプラナPCBと呼ばれるもので、これプラス本来のダイオキシンの濃度を足した結果をダイオキシンとして出しています。このように、非常に測定が複雑な項目になるものですから、以前、モニタリングの際に説明させていただきましたけれども、結果に1カ月から2カ月程度かかるという非常に細かい測定になっております。タイムラグが生じるのはご了承願いたいところでございます。

実際に3-1に示した測定結果ということで、まだ環境のバックグラウンド調査ということで実態を示すものでありまして、特異的な数値は現在は確認されておられません。

引き続きまして、資料3-2の大気環境モニタリングということについてです。

これにつきましては、前回の円卓会議におきまして、委員から環境モニタリング地点の増設

という意見がありまして、それについて事務局で検討を進めていました。本日は、事務局としての結論ということで掲載してございます。

まず、経過としましては、円卓会議の要望事項として、いわゆる処理設備が東側に偏っているモニタリング測定点というものがあって、風の問題も考慮して測定点をふやすべきではないかということです。

あとは、ほかにも意見がございまして、試料採取し、保管して後にはかればいいのではないかということもございましたが、これは技術的に不可能であるということで回答しております。

この意見を踏まえまして、事務局で検討しまして、北海道PCB廃棄物処理計画委員会、これは環境モニタリング調査を発注する際に専門家のご意見を伺うということで、環境モニタリング関係の委員会ですけれども、PCB廃棄物の処理の計画全般についての審議を行っていただいております。ここで、検討していただいたときに、委員の方から、やはり測定地点の配置を考慮して、西側の地点から測定を行うことを検討することが必要なのではないかというご意見をいただいております。

この意見を踏まえまして、約1カ月後に開催しました処理計画委員会で、そのモニタリングの考え方を説明して、別紙1のとおり、測定地点を検討して、その案で了承をいただいております。

その了承いただいた考え方についてですけれども、まずは季節の変動と日本環境安全事業株式会社で行いました環境影響評価の最大着地濃度地点を考えまして、最大着地濃度地点が処理地点から1キロ以内——ここら辺の近くで出るのでありますが、ここら辺に出るということ踏まえまして、実際に測定を行う場合の風向・風速のデータが必要である。また、測定機器を1週間程度置かなければならないということで、公共の場所、電源の確保ができること、あるいは、むやみに人が出入りしないことなどの条件を考え合わせた結果、北海道事業所施設の西側の点ということで、室蘭市の風力発電所施設の近傍ということで、別紙1の白鳥大橋のたもとの星印があるところを選定しております。

もう一つの最大着地点ということで、JESCOの北海道事業所敷地内処理情報センター付近を測定地点としたいと考えています。

モニタリングの測定点の追加については以上です。

【委員長】

前回の円卓会議でモニタリング計画のご説明があった折に、委員の方々から測定地点を増やすべきではないかというご意見が出ました。それを受けて、処理計画委員会にこのような意見があったということ申し上げたところ、11月17日の委員会において、モニタリング地点を風力発電施設のところと処理情報センターのところの2カ所を追加するという事になったという報告でございました。

〇〇委員、これでよろしいですか。この間、お話をいただいていたかと思えます。

【委員】

この前は、この施設より東側の弥生地区の十何階のアパートあたりが汚染物質が一番多いのではないかとということで、ぜひそこら辺を観測地点にさせていただきたいということ要望しましたが、それが南東側に偏っているということで配慮されたのかどうか。やはり観測地点は多ければ多いほどいいわけで、さらに検討を願えないかと思っています。

【委員長】

別紙2に予測結果がありますね。今の処理計画委員会では、いわゆるアセスで環境影響調査をしたら、最大着地濃度地点がこの近郊にあるということで、ここにモニタリング地点を追加したということです。〇〇委員は、そうではなくて、もっと東の方の13階の高層アパートのところの濃度が高くなるので、そこに設けた方がいいのではないかとご意見です。ただ、環境影響調査では、この辺の濃度が一番高くなるので、ここで測っておけば向こうの高層住宅

よりは高い濃度の部分を確保ができて、観測することができるので、ここでもよろしいのではないかというのが処理計画委員会の判断だったという意味です。

【委員】

それはそれとして、さらに1地点を増やすとかということは考えられないのか。

【JESCO】

今回の検討に当たって、室蘭市内でこういった課題が出るのかということがありまして、それを見ていきますと、処理センターから見て東側につきましては、最大着地濃度の出ているセンターですね、この向きの風がやはり多いと。なおかつ、今、委員長からもお話がありましておとり、近傍で、ここが一番出やすいだろうということで、この地点に設定したということです。

【事務局】

さらにもう1地点できないかということですが、環境モニタリングの関係については、たくさんやるのが本当はいいことだと思っているのですけれども、予算の制約の中で、今回の2地点が、やはり予算が限界というところがございます。これは、今回、他府県さんにもご負担をいただいて、それぞれ必要経費を出していただくというご協力をいただいて追加できるという状況でございますので、〇〇委員がおっしゃる意味もわかるのですが、これは将来の課題にさせていただければと思います。

【委員】

将来の課題ですね。

【委員】

追加で意見があります。

風向きの問題を含めて考えたときの大事なポイントは、観測条件という専門的なことはわかりませんが、観測点をよく見ますと、人口が集中するところを極力避けている傾向があると思うのです。僕は、やはり人がいるところできちんと測定することが極めて重要な判断材料になると考えています。例えば、人のいないところである濃度が出たけれども、人がいないから問題がありませんとおさめられたら、たまったものではありません。やはり、現実問題として、このデータではなくて、ほかのデータを見ていると、この風向き等の関係でいけば、今、〇〇委員が言っていた弥生の方向に風が吹いていて、あの辺は人口密集地の一つのポイントになるだろうと考えています。僕は、人口密集地できちんと観測するというのも大事な観点だと思いますので、そこをぜひ強調したいと思います。

【委員長】

弥生というのは、この辺ですね。

【事務局】

弥生地区では測定はしないのですけれども、新日本製鐵の体育館で測定するというので、このデータを見るということではまずいでしょうか。

【委員】

私は、専門的な比較はできませんので、それにどうこうということは言いません。ただ、現実問題として、地形を見ていただければわかると思いますけれども、新日鐵の体育館のところは、実質、3方を山でふさがれるのです。弥生の方は、新日鐵の工場を含めて、平地をずっと移動して行って、そのまま寿、日の出、鷺別方面に抜けていく地域なのです、風の向きでいけ

ばね。そういう点では、意味が違ってくるのではないかと私どもは思っているのですが、もう少し現実的に物を見ていただければなと思っています。

ただ、私は専門家ではありませんので、観測の方向とか観測条件ということについてあれこれ言える立場ではありませんが、現実的に、風の流れと人口の密集状態を考えたときに、やはり人のいるところでの観測をきちんとしておくということが大事なことだと理解しています。

【委員長】

新日鐵の体育館は、近いことは近いですね。技術的な問題もございまして、例えば37号線のあたりに大気汚染の常設のモニタリングステーションがあれば、その辺のところを活用するとか、モニタリングの場所はこれだけでも、それ以外に追加的にやるようなことも工夫するとか、その辺のところは、今日は結論が出ませんので、今後の検討課題ということにさせていただきますたいと思います。

確かに、市民がたくさん住んでいるところはどんな様子かということは気になるのです。ですから、今日はとりあえず情報センターと風力発電のところを追加していただいて、新日鐵の体育館のところもはかれば科学的には確かなモニタリングになりますが、市民の気持ちを忖度して、可能性があるかどうかを検討していただきたいと思います。それは、処理計画委員会の方でもう一度ご検討いただくということにさせていただきますたいと思います。

それでは、モニタリングの関係について、他にありませんか。

【委員】

いろいろ聞いていて一番疑問を持ちましたのは、この委員会を立ち上げるときにいろいろ論議が出ました搬送の問題です。搬送の問題について、今、この資料を見ますと、鉄道輸送1本になると、その次のページを見ると、フェリーも一応利用するとなっています。ところが、つい最近の新聞を見ますと、フェリーは一切載っていません。そういう場合に、フェリーが絶対だめであれば、例えば別な船舶を新しくおこして搬送に当たるという考え方があるのかどうかということです。

【委員長】

今の搬送の議題は、後から廃棄物の収集運搬というところでご説明をいただこうと思います。今は、モニタリングの関係のことについてまずご議論をいただいて、その次にその問題に入りたいと思います。

【委員】

そのモニタリングのことですが、先ほど弥生の新日鐵の体育館ということで弥生の話が出ていましたけれども、私はその辺に住んでいるのです。粉じんにしても何にしても、一番大変な場所があつた周辺であることは確かです。今、私が住んでいるところも、ベランダのところには、いまだに鉄くずがすごいわけです。ですから、みんな危機感を覚えているのは、PCBが刻々と降ると考えているわけではないにしても、やはり稼働すれば、そのうちに絶対嫌な感じがするなという危機感を持っていることは確かです。

申し上げたいのは、今はできないかもしれないけれども、稼働してから、その経過を見た上で、そういうものを設置しなければいけないという状況になったときは、できればやっていただきたいとは思いますが、この辺はいかがなものでしょうか。

先ほど、予算の面も大変だという話も出ておりましたが、何にしろ、とにかく15県のリスクをこの室蘭市で負うわけですから、そこら辺は考えていただきたいと思います。

【委員長】

〇〇委員がおっしゃるとおりですし、私は弥生町に住んでいませんが、同じような環境というか、風下に住んだことがあります。鉄の関係のところにも住んでいましたし、セメント工場

の近くにも住んでいましたから、風下は粉じんが来るということはよく承知しています。そういうところは、住んでいる者としてはとんでもないということはおわかりです。そういう意味で、今はまだ開業していませんが、何らかの検討結果を出していただけるようにご検討ください。定期的ではなくても、何らかの情報を出していただくということをお願いしたいと思います。

それでは、次の先ほどお話ありましたPCB廃棄物の収集運搬について、資料4ですが、その説明を事務局からお願いします。

【JESCO】

申しわけありません。JESCOの方の環境測定結果の説明があります。

資料5-3でございます。モニタリングの関係でございますので、ここで中間報告という形でさせていただきますと思います。

今までは大気の話でございました。それで、資料5-3の横になった表でございますけれども、真ん中と下のところに水質と底質とございます。この結果報告でございます。

もともと、水質につきましては年2回測ることになっておりまして、底質については年1回でございます。

それで、8月の測定結果でございますが、PCBにつきましては、雨水幹線排水路の上流と下流におきまして、5, 900、8, 100、これはピコグラム/リットルでございますが、非常に大きな数字に見えるのですが、検出限界そのものは、右に表示されています50万ピコグラム/リットルでございます。検出されないことというのが法律の条文になっておりますけれども、実際に機械の精度が非常によくなっております。昔の機械では検出できなかった単位まで現在の機械では測れてしまうということで、このような数値になっております。

一方、ダイオキシンなのですが、8月3日の第1回分析と書いてありますとおり、1.4と1.7という値が出ました。これにつきましては、ダイオキシンの環境基準は1ピコグラムでございます。したがって、私どもはまだ操業を開始しておりませんが、現況の値が環境基準を上回ったということをご報告をさせていただきますと思います。

それで、第2回目でございますけれども、分析の精度の問題かなということが一つ考えられましたので、2回目の分析をいたしましたところ、やはり1.7、1.6という値が得られております。これは、JISに定められておりまして、二重測定ということでございまして、異性体ごとの平均値がプラスマイナス30%の中におさまっていれば分析の信頼性はあるということになっております。そういう意味で、分析の誤差ではないということがわかりました。平均いたしますと、1.6、1.7ということでございます。

さらに、念のため、余分に水を採取してございましたので、分析会社を変えて他機関分析を試みても、ほぼ同様の値が得られました。

そこまでが8月3日のデータです。

なお、日にちを変えて再採水をしたのが10月27日のデータでございます。これにつきましては、0.76、0.73ということで1ピコグラムを下回っております。

これが、私どもが行いました現況の結果でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

まだ操業前ですが、その段階で、この周辺地域にはこの程度のPCBとダイオキシン類が存在している、いわばバックグラウンドということなのです。

【委員】

先ほどモニタリングのところでお話ししようと思ったのですが、ちょっとデータが多いので、前回、環境科学センターの方でダイジェストのような形で、経年変化のデータをいただいております。2ページくらいでまとまっております。要するに、基準を下回っているかどうかだけ

で結構だと思うのですが、少しダイジェスト版のようなものをつくっていただければと思います。詳細なデータはこちらを見るにしても、基準をきちっとクリアしているという形で、そういう簡単な要旨をつくっていただければと思います。

それから、今、底質のPCBのレベルが、環境中のレベルよりちょっと高目だと思うのです。4万4,000ピコグラムと書いていますけれども、全体的にちょっと高目なのです。これが悪いということではなくて、ここの周辺には工場とかいろいろなものがあって、かなりバックボーンが高いという認識でいるべきかと思います。

要するに、操業した後にそのレベルが上がったかどうか、これから市民の方も、私も含めてかなり神経質になると思うのですが、突然データが出てくると、今までより高くなったのではないかという話が出ると思います。ですから、そのまとめの中で、経年変化を——実は、このデータは去年のデータより下がっているのです。全体で下がっている、工場が開始してもそのレベルから変わっていない、そういう確認のためのモニタリングだと思うので、そういう形でまとめていただければと思います。

【委員長】

どうもありがとうございました。

それでは、次の廃棄物の収集運搬についてお願いします。

【事務局】

今、JESCOの水質のデータの中で環境基準値を超えているというお話がございましたが、それに付随するお話をさせていただきたいと考えております。

北海道としても、JESCOからそういうお話がございまして、実際はどうなっているのか、環境基準を超過していることについてどう考えるのかというご相談がございましたので、「JESCO周辺地域環境モニタリングについて」という1枚ものをつくらせていただきましたので、これに沿ってご説明を申し上げたいと思います。

先ほどJESCOからお話がございましたとおり、8月3日に採取された水質のデータにつきましては、分析結果が1.4、1.7ということで、環境基準値が1でございますので、約1.5倍以上の値が出たということでございます。その後、引き続いて10月27日に再度水をとってサンプリングした値のデータをとると、0.46と0.73ということで1を割った数字になっていたということです。

この辺を踏まえて、実際はどうなのかということで、11月9日と11月15日の2日間、道で調査をさせていただいております。

調査のポイントにつきましては、実際この調査地点がどういうことになっているのかということの現地調査と、サンプリングをして実際のダイオキシン濃度をはかるという2点だったのですけれども、9日及び15日、現地のモニタリングの地点で現況の調査をさせていただいたところ、用水路の水深が数センチ、はっきり言うと2センチ程度であります。この水深というのは、当然ですけれども、海に近いということもありまして、潮の満ち引きが大きく関係しておりますので、水が潮の影響を受けないという状況のときの水質を採取する必要がありますので、潮の影響を受けないときには2センチ程度であります。

実際に、潮の満ち引きというのは、新聞でも気象庁や何かのデータを後で確認することができますので、実際に10月27日に低い値が出たということで、このときの水深はどうなっていたのかということを検証させていただきましたところ、ちょうど水のとった時間が、潮が一番上がってきた満潮の時間と重なっております。つまり、水質としてサンプリングしたときには塩素イオン濃度を測定していませんが、海の水をとっている可能性が強かったという結果です。

実際にサンプリングをして水をとってみようということで、私も研究所の職員とともに行かせていただいて現場に入ったのですが、水深が2センチ程度のところから水をとるということになると、必ず下の泥が巻き上げられてしまうということがございます。これは、技術的な問

題というか、物理的な問題がございまして、無理に下の泥をとらないように何とかやったのですが、泥が必ず巻き上がってきってしまう状況であるということを確認することができました。

当日は、水がとれないということなので、では泥の中のダイオキシンの量がどのぐらいなのかという確認だけはさせていただくということで調査を行ったところ、環境の基準値は150という数字なのですが、それが150の10分の1以下の13という数字が出てきております。

保全課の考え方として、今回の結果から見た考え方をお伝えしようと思ひまして、下の枠に困ってあるとおりですけれども、今回、JESCOさんが設定しています周辺地域環境モニタリングの調査地点は、上流と下流ということで、排水が入ったときの影響を上と下で水をとって比較しようというトライアルだと思ひますが、その計画をやらうと思ひても、水深1センチか2センチのところでは水をとることは技術的に困難である、必ず泥の巻き上げ効果がついて回ってしまうので、調査方法は変更するのが妥当ではないかという結論に至りました。そこで、今回は、JESCOの排水の直接採水といひますか、排水溝から水を直接採取をすることで、排水の水質影響、排水自体の汚れぐあいをはかった方がいいのではないかと。実際に川の上と下で水をとることは物理的に難しいものですから、そういう変更をされた方がよろしいのではないかとということで、今回、ご提案をさせていただいているところです。

【事務局】

今のご説明にさらに追加させていただきます。

ただいまの説明で、モニタリング地点で雨水幹線排水路の上流と下流という地点はなかなか難しいということですが、この地点は、排水につきましては年2回測定するというモニタリングの計画になっておりますけれども、排水の測定頻度をもう少し高めた方が環境への影響を直接把握できるかなと思ひております。これについては、今後、JESCOさんと事務的な打ち合わせをさせていただいて、また成案をご説明させていただければと考へてございひます。

【委員長】

わかりましたが、ここは水濁法の特定施設になるのですか。

【JESCO】

なります。

【委員長】

なるのだったら、排水の水質検査が義務づけられるわけでしょう。そのときに、いわゆる排水基準と同時にダイオキシンも一緒にはかるようにすればいいということですね。実質的にはそうですね。

【事務局】

はい。

【委員長】

それは、ここで決めるのではなくて、処理計画委員会で決めることですね。その結果をご報告いただくということになりますね。

【事務局】

はい。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、これはここまでにします。やうと運搬計画に入れます。では、説明してください。

【JESCO】

それでは、私の方から、資料5-4に基づきまして、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準等の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、受入基準でございますが、手元にお配りしました資料の5-5-1がそれに当たりますけれども、これにつきましてご説明させていただきます。

まず、受入基準というものでございますが、これは、搬入者が北海道PCB廃棄物処理施設にPCB廃棄物を搬入する際に遵守していただかなければならない基準でございます。北海道事業の場合ですと、道外のを道内の室蘭の施設に運ぶ場合には、必ず鉄道もしくは船を使って輸送しなければならないということがございまして、実際に搬入する者も複数の者が協力連携して搬入するということになるかと思っておりますので、この受入基準では一緒に連携して運ぶ連携者に対しても遵守を搬入者の方から要請していただく基準をあわせて位置づけさせていただいているところでございます。

なお、この受入基準につきましては、北海道及び室蘭市との環境保全協定に基づきまして、北海道及び室蘭市との協議の上で策定することになっており、この12月14日付けで、北海道並びに室蘭市さんよりご承認いただき、策定したところでございます。

次に、(2)番としまして、その構成についてご説明させていただきたいと思っております。

この点につきましては、その四角囲いを書いてございますように、第1 趣旨、第2 搬入者、第3 受入対象物、第4 運搬容器、第5 運搬車両、第6 GPSシステム、第7 従事者の教育・訓練、第8 収集運搬の安全の確保等、第9 水の付着等、第10 搬入経路等、第11 搬入時間帯、第12 受入拒否と。それから、別紙としまして、別紙1に搬入者に係る受入基準別表、別紙2としまして連携者に係る運用基準、以上の構成となっております。その第1、それから別紙第1に相当する部分までにつきましては、これまでの先行4事業の施設における受入基準と同様の構成となっております。今回、先ほども申しましたとおり、連携者に係る基準を明記させていただいたということで、別紙2を新たにつけ加えさせていただいたところでございます。

次に、(3)としまして、搬入者についてご説明させていただきます。

搬入者につきましては、第2のところの規定させていただいておりますけれども、ここに書いてございますとおり、この北海道の処理施設にPCBを搬入できる者として、2種類の者を規定させていただいております。一つとしましては、JESCOが関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、これは国が定めたものでございますが、及び受入基準を遵守できるとして入門許可証を交付したPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者、業として収集運搬を行う者でございます。それから、②としまして、JESCOが上記のような受入基準等を遵守できるとして入門許可証を交付したPCB廃棄物の保管事業者、これは保管事業者が自らその廃棄物を運ぶ場合のケースでございます。こうした二つの者を定義させていただいております。

(4)でございますが、受入対象物としましては、東京を除く他の4施設と同様に、10キログラム以上の高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと類似した電気機器、ただし、北海道施設で処理可能な寸法、重量及び構造を有する物に限定させていただいております。それから、PCB及びPCBを含む油、これが主な対象物となっております。

(5)でございますが、安全の確保等としまして、一つは教育・訓練を受けた従事者及び機材を用いて収集運搬をするということ。その詳細についてですが、従事者の教育・訓練ということでは、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬の作業従事者講習会等による。それから、機材につきましては、運搬容器としまして、ステンレススチール製の漏れ防止型金属容器を使用して運搬することを基本とさせていただいておりますが、それに収納できない場合につきましては、ステンレス製、ただし再使用しない場合は鉄製でも構わないのですが、漏れ防止型の金属トレイを用いて運搬していただくことを規定しております。また、GPSにより運行状況を確認でき、緊急事態発生時に関係機関に通報できる

システムを完備していただくということとしております。

それからもう一つ、搬入者につきましては、事故等による第三者への損害を賠償する自動車保険、そのほかの適切な保険に保険金額3億円を下限として加入していただくこととしております。

次に、(6)でございますが、連携者の基準遵守のところでございます。

連携者につきましては、搬入者が連携者が行う運搬作業等についてPCB廃棄物からPCBを飛散または流出させることがないよう、関係法令、収集・運搬ガイドライン及び受入基準の別紙2に掲げる基準——これは搬入者に対する基準相当のものでございますが、それに適合させることとさせていただきます。

なお、連携者につきましては、ここに書いてございますとおり、貨物自動車運送事業者、いわゆるトラック業者さん、それから鉄道運送事業者、具体的にはJR貨物になるかと思えます。それから、船舶運行事業者の3者につきましては、それぞれ基準をつくらせていただいているところでございます。

次に、2番としまして、入門許可要綱でございますが、これは、お手元にお配りしました資料5-5-2につけさせていただいているものでございます。

これは何かと申しますと、搬入者が当社の施設に入門の許可に係る必要な事項、ここに書いてございますとおり、入門許可の要件、手順、期間、取り消し等について定めたものでございます。入門しようとする収集運搬業者さんは、この入門許可申請書類をJESCOに提出していただくことになっておりまして、JESCOにおきましては、入門許可の申請書類によりまして申請内容を審査し、装備類が受入基準に適合しているかを確認し、その申請を行った収集運搬業者さんが入門許可要件に適合した場合について入門許可証を交付することとしております。

3番でございますが、入門許可申請手引書、これはお手元の資料の5-5-3になりますけれども、これは、実際に入門許可を申請する際に申請者の手引きとなるものでございます。

申請に当たりましては、申請とあわせて業務許可証の写し等の関係書類を提出していただくこととしております。特に、申請者は連携者と連携して収集運搬する場合につきましては、申請者にかかわる関係書類のほか、連携者ごとに用意する関係書類を提出していただき、実際に当社の施設にPCB廃棄物を搬入する者が連携者の分もあわせた形で申請していただくということとしております。そして、その関係書類として提出していただく事業計画書につきましては、搬入者に当たっては受入基準、連携者に当たっては受入基準の別紙2に掲げる基準をそれぞれ遵守した内容になっている必要があるとしております。

受入基準等の概要につきましては、以上でございます。

【委員長】

先ほど〇〇委員からお話がありましたが、もう一度お話しいただけますでしょうか。

【委員】

先ほど私が申し上げたのは、搬出方法なのです。マニュアルの中では、鉄道を使うとか、船を使うということを行っているのです。確かに、この問題については、最初からそのように聞いております。しかし、つい最近、二、三日前の新聞なのですけれども、たしか胆振支庁の中でこの説明会をやったときに出た問題でないかと思えますが、フェリーの搬出使用を一切認めない、禁止するというような記事が出たのです。ですから、新聞で発表されたフェリーの搬出はだめだというのは、今まで我々の委員会の中でこれは絶対に安全性を守ってやっていきますと言っているのですけれども、もし事故があった場合に対応し切れないということだと思っております。そうしますと、フェリーを使うことができなくなった場合に、代替としての対応をどうするのですかということを知りたいです。

【事務局】

今のお話は、資料4の北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領をごらんになっての話ですね。

この20ページにございますけれども、いわゆるPCB廃棄物を船で運搬する場合は、危険物船舶運送及び貯蔵規則というものに基づきまして運搬しなければならないのです。その中で、PCB廃棄物は危険物に該当してまいりまして、運搬に関して制限がございます。これは、いわゆる甲板の下の船倉に入れる場合においては、こちらの4.3.2の②に書いてございますけれども、食品類と同一の船倉、区画には積載してはならないのです。もう一つは、甲板の上に積載する場合なのですけれども、食品から6メートル以上離して積載という条件がございます。逆に言うと、この条件をクリアすれば運搬することは可能なのです。ただ、運搬する場合にはこの条件が必要ですよという説明でございます。フェリーが不可能とかだめだという話ではなくて、実際、これをフェリーで運ぼうとした場合にはこういう条件が含まれますということです。PCB廃棄物収集運搬実務要領というのは、実際に運搬しようとする場合に、こういう方法、こういう手段がありますということをあらわしたものでございまして、例えばフェリーで運ぼうとした場合に、今のような規則がかかるということです。そういうことを承知の上で運搬に留意していただきたいということを説明したものです。

【委員】

そうしますと、最終的に、マニュアルの中に出ておりますとおり、いろいろな条件があつて、それをクリアすれば大丈夫だという考え方ですか。

それともう一つ、先ほど私も申し上げたように、例えば新聞で発表した内容が、もし違うよ、いろいろな条件が合えば許可になるということで皆さん方が対応されるのであれば、やはり皆さん方の方で新聞なりテレビなりにきちんとやっていかないと、この問題で何かあった場合に、フェリーで事故があつた場合に、こういう問題はこうだったのだよと後からいろいろなことを問題にされた場合に、我々は最初からこの委員会の中で安全性を求めているものですから、安全性に反するようなことは絶対にしてはいけないということです。それで、今、話を出しているわけです。絶対に大丈夫だということであれば、私はいいです。

【委員長】

私は、報道された記事は見ていないので何とも言えないのですが、難しいですね。

これは済んでしまったことですが、事業者の方に説明されたときもそうですけれども、関係のマスコミの方々に誤解のないようにレクチャーをここはしっかりやってください。フェリーの運搬が難しいのは確かです。でも、このように難しいと書かれると、これはフェリー運搬はできないと読む人もいます。その辺のレクチャーは丁寧にやってもらいたいということに尽きると思いますので、今後、注意をしてください。

それ以外に、この受入基準について何かご質問やご意見はありますか。

【委員】

搬入者ですけれども、これは道内の人、または道外の人、そこら辺のところは一体どうなのか。それから、いわゆる搬入者が、許可をいただくときにはどこに申請をするのか。道なのか、環境省なのか、そこら辺のところを教えてくださいと思います。

それから、資料5-1-2の北海道PCB廃棄物処理事業の計画スケジュールの中で、平成19年2月に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請受付開始となっているのですけれども、これも質問してもいいですか。

【委員長】

今の受入基準のところだけをまず伺います。

【JESCO】

まず、搬入者についてでございますけれども、搬入者は直接当社の室蘭の施設にPCBを運

ぶ者になります。ですから、例えば鉄道で本州から運んできた場合に、JR貨物の東室蘭駅でトラックに乗せかえることになるかと思いますが、路線からいってJESCOまで運ぶ者が搬入者になります。また、船の場合も同様に、貨物船で運んできた場合に、北海道で乗せかえる場合は、その者が搬入者になります。ただし、カーフェリーで来た場合ですと、本州から直接カーフェリーに乗って当社の施設までそのまま運ばれてきた場合には、その者が搬入者ということになります。

それから、どこに申請したらいいのかという件でございますが、業務の許可につきましては、廃掃法に基づく収集運搬業の許可になりますので、それは都道府県、政令市に申請していただくことになるかと思えます。当社の受入基準にかかわる入門許可につきましては、当社の方に申請していただくことになりまして、具体的にいつ申し込みを受け付けますというアナウンスにつきましては、ホームページ等を通してさせていただきたいと考えております。

【委員長】

よろしいですか。

後半の運搬の方は、途中を通る県の許可を全部とらなければならないということですか。

【事務局】

許可については、荷物を積むところで許可をとって、荷物をおろすところで許可をとるということで、車で走行するだけの府県では許可は必要ありません。

【委員長】

積む人と、おろす人と、両方いるということですね。

【事務局】

例えば北海道の場合、廃棄物処理法の政令市というものがございまして、函館市と旭川市と札幌市で積む場合は、札幌市さん等の政令市の許可と、室蘭は道の許可になりますけれども、それぞれ許可をお持ちでなければ運べないということになります。

【委員長】

ほかにございますか。

【委員】

今のことと関連して、私も法律には十分精通していませんが、一つお聞きしたいことがあります。

保管者は搬入者でいいということになっていますね。保管者は、収集運搬業の許可を持っていなくても、出発点からここまで持ってきて構わないということですか。

【事務局】

廃棄物は、一般廃棄物も産業廃棄物もそうなのですけれども、自ら処理するというのが原則です。ただ、実際に収集運搬の車両をお持ちでないとか、処理施設をお持ちでないということなので、通常の場合はどなたかに委託して、頼んで処理をしていただくということになります。

委員がおっしゃっているケースですが、JESCOの方で入門許可を取れるような業者さんと同じような仕組みを用意できる方だったら、JESCOの方に運び入れるということは、廃棄物処理法上は、自ら運搬ということで特に支障はありません。

【委員】

ただし、その点でいけば、今言われたように、ここに幾つかの基準が出されていますけれども、GPSも含めて、その基準をしっかりと全部備えていなければいけないということになるわ

けですね。

【JESCO】

入門するには、私どもは輸送の間の状況も把握したいと思っていますので、そういう意味では、そういう設備をご自分でご用意いただくということが入門許可につながります。

【委員】

そうすると、具体的に考えていくと、保管者が何十回、何百回も運ぶような量を持っているというのはちょっと考えにくいということですね。恐らく何回か、多くても何十回となりますと、どうしても委託した方が安くなります。それだけのためにいろいろな施設とか人員の教育もすべて含めなければならないということを現実的に考えたら、そういう問題が出てきますね。その辺はどう想定されているのですか。

【事務局】

費用対効果の問題だと思しますので、収集運搬に係る施設設備の投資と、委託をしてかかる経費と、どちらがその会社にとって適切かということをお考えになって選択されるのだと思います。

【委員】

その辺は、相当しっかりと事実を見きわめていかなければならない問題があると思います。というのは、あくまでも想定の話なのです。先行県がどういう形でやっているかということも参考になるとは思いますけれども、北海道の場合は特殊性がいろいろありますので、ここは、そうですよというのではなくて、しっかりと事実に基づいて議論をやらなければいけないので、委員の僕らも勉強したいと思っています。

それから、もう一つお伺いしたいことがあります。連携者の法的根拠を教えてください。

【事務局】

廃棄物処理法上、連携者は、収集運搬の業の許可を取得している方です。運ぶものがPCB廃棄物になりますので、必要な許可を取得しているということになります。

【委員】

その点で、具体的なことは次回いろいろお話を聞くことになると思いますけれども、大筋のことを知りたいので、さらにお伺いします。

たまたま偶然なのですけれども、日の出町1丁目のJR東室蘭駅というのは私の自宅の真横なのです。うちの孫が、汽車ぽっぽがとまるのを楽しみにして、喜んでいるのですけれども、実は、そこでやられるというのをここで見て、えっという話になったのです。

現実問題として、この連携者という問題も含め、それから収集運搬の問題についても、車はすべて特定して許可が出ますね。そういう点でいけば、下請会社が入り込む余地は非常に少ないなと思っているのですが、僕が心配しているのは、連携者も含めて、本当に訓練されたしっかりした人たちがこれらのことをやっているのであればかなりの問題点はクリアできると考えています。しかし、現実に僕らは駅の真横に住んでいます。これを偶然見て、うちの横だ、さっきの粉じんの話ではないけれども、真横でやられるのかと思ってちょっとショックを受けたのです。

これが、現実的に、連携者の問題も含めて本当に教育をされて、事業者としての条件をすべて備えている会社、あるいは人がきちんと作業をするという保証をどこまで見きわめるのかというのは、僕は非常に大きな問題だと感じているのです。

というのは、日本の場合は、本当に下請社会というか、重層構造でいろいろなものがつくられています。それは、現場にいる人はよく知っています。しかし、契約上の問題も含めて、表

にはなかなか出てきません。この辺について、何か想定していることがあればお聞きしたいと思っています。

【事務局】

具体的な産業廃棄物収集運搬業の許可については、当然、法律に基づいて必要な書類を出していただくということがございます。PCBの収集運搬につきましては、従事者について技術的な知識が十分備わっているかどうかということも法律要件の一つにございますので、それを判断するためには、必要な従事者の講習会を受講しているということで、修了証をつけていただくことを考えております。また、必要に応じて、その事業所に現地の確認に行きまして、これは十分できるということであれば許可を出すような手順になろうかと思っています。

【委員】

現実の問題として、講習を受けるのは、管理者と呼ばれる人たちが会社を代表して、特に役職員が受けますね。

【委員長】

違います。従事者が受けます。

【事務局】

講習には2種類ございまして、役員が受ける講習と従事する方、いわゆるドライバーさんなどが受ける講習と2種類ございます。

【委員】

その講習を受けた人しか従事できないという縛りをするということですね。

【事務局】

基本的に、すべての方が講習を受けているということを確認した上で許可を出すということにしております。

【委員】

現場でのそういうことの担保はどのようにするのですか。それが実際に実行されているかどうかについてです。普通のごみを運ぶという感覚とちょっと違いますからね。

【事務局】

その辺の入門許可のJESCOさんの方の対応も当然でございますし、必要に応じて立入等の確認行為をしながら進めていきたいと考えております。

【委員長】

資料5-6にJESCOさんの受入計画がありまして、例えば、トランスが3日に2台とか、小型トランスが1日に1台とか、コンデンサが1日28台とか、廃PCBがドラム缶2本とか、その他電気機器3日に8台、こんな大きい工場をつくって、これだけしか入ってこないのです。そういう意味で、これぐらいの台数だったら、JESCOさんは、当然、東室蘭駅へ行って積み下ろしのところをチェックされると私は想像しています。そうですね。

【JESCO】

はい。

【JESCO】

補足させていただきますけれども、従事者につきましても、従事者ごとに従事者証というものを当社の方から発行させていただきます。それから、収集運搬に当たりましては、事前に訓練をして、実際にちゃんと運べるかどうかのチェックをさせていただいて、それから本格的に運んでいただくということになると思います。収集運搬については、万全を期して運べるように、こちらの方としても対策を講じたいというふうに考えています。

【委員】

今、収集運搬の技術的な問題やさまざまな問題というのは、これからまたいろいろな疑問が出てくると思います。僕らも今、法律的な問題を含めてどうなのかなと勉強しようと思っています。

それとはちょっと離れますが、私はちょっと気になる話を聞きました。この収集運搬の上で最終的には非常に大きな問題になるのだらうと思われる点です。

それは、どこの業者とは言いません。ある方から私の耳に入ったことなのですが、非常に収集運搬料金が高くなりそうだと。当分様子を見たい、すぐは出したくないと。様子を見て、そのうちに出すか出さないかを考えたいという話を聞いています。これは道内での話です。東北になればなお費用がかかるという問題もありますので、これは、例えば石川県なら幾らなのか、北海道でも稚内から運んだら幾らなのか、そのように具体的に保管者に提起できるような内容は積算されているのでしょうか。

【委員長】

それは、市場経済原理で、別に公の値段があるわけではなくて、要するに市場経済の仕組みに従って価格は決められるでしょうけれども、その収集運搬業者が果たさなければならない自分の責任は法律で書かれています。

【委員】

そうすると、問題は、大きな企業はそれなりに資力がありますからきちんと対応できると思うのですが、小さな企業はそれに対応できないという現実が生まれる可能性があります。これは、僕らは運動の中でも何回か指摘していることですが、心配されているわけです。それが、いつの間にか、やみくもに消えてしまうというのは悲しい話になってしまうので、そうなる前に、そういう零細な保管者に対しても、今、委員長が言われたように、単なる市場原理に任すのではなくて、国の法律に基づいて自分の義務を果たすという自覚をしっかりと前向きに出せるような方策を今からやっていかなくては、せっかくこんな大きな処理場ができた、しかし物は集まってこないという状態が生まれたとすれば、これはだれの責任かということになります。

そういう意味では、もちろん技量の問題もあるけれども、政策的な内容も、ここはその場ではないかもしれないけれども、我々は実際にここに住んでいて、ちまたにそういう話が聞こえてくれば、気になってしょうがないわけです。この辺も含めて、もっと検討する余地があると思っています。

【委員長】

それは、北九州の委員会の方からもお話があったこととも関係してきます。つまり、PCBを処理に出せない保管者がいるのではないかと。そういう人たちを助けることができるかどうか、政策的にどういうふうに考えるか、それをしないと日本の国の中からPCBがなくなる、そういうことがないように考えてほしいということに尽きると思います。それは、ここの事業所だけの問題ではないのですが、いろいろなところで事業が始まって、いつPCBの処理が終わるのか終わらないかという判断をするときには非常に重要なポイントですので、ぜひ環境省で考えていただきたいということです。

それでは、受入基準についてはこのようなところでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【委員長】

それでは、北海道の事業の進捗状況について、JESCOさんの方からご報告をいただきます。お願いします。

【JESCO】

それでは、JESCOから北海道の事業の進捗状況について、時間の都合もありますので、できるだけ簡潔に説明したいと思います。

ただいまの導入部分ということで、全体の進捗状況を簡単にご説明いたします。

資料の5-1-1、1枚紙でございますが、これに私どもの5事業の進捗状況を簡単に書いております。

ご視察いただいた北九州の事業につきましては、2年前の平成16年12月18日に開業しました。2年を迎えたということで、先般、12月の北九州の監視委員会でこの2年間の実績についてご報告したところであります。その際にも、北九州は、PCB処理の点では順調に進んでいるのですけれども、天井材の一部が落下したという問題がありましたので、それについても詳細をご報告しました。後でご説明いたします。

豊田につきましては、17年9月に操業を開始しましたが、11月に事故を起こして、しばらく操業を停止して、対策を講じて、7月に操業を再開しております。

裏のページでございますけれども、東京についても、昨年11月に開業をいたしました。これにつきましても、3月に屋外の仮設管から油を含んだダイオキシンが漏れ出たということ、それから、5月にPCBを含む排気を外に出したという事故がありました。これも、操業をとめて対策を講じて、今年の10月に操業を再開したところであります。

大阪事業につきましては、10月12日に開業いたしました。

ということで、四つの事業が現時点で動いております。

北海道事業については、後でご説明申し上げます。

恐縮でございますが、資料番号はついておりませんが、一番後ろに参考資料ということで、北九州事業所の資料、それから、白っぽいコピー用紙で、10月17日付の北九州事業所の資料がございます。

それで、白っぽい方は、天井材が落ちたということについてご報告した資料であります。簡単に申し上げますと、1ページ目ですけれども、左側の写真にありますような状態で、天井材の一部はがれ落ちたということです。二次洗浄室の天井は1,000平米あるのですが、そのうちの約20平米ぐらいが破損して一部落下したということです。

3ページ目を見ていただきたいのですが、天井材ということで、いわば鉄の枠でついている状態にありまして、クリップでとめているということで、そのクリップが緩んだということが一つの原因になった。

それからもう一つは、5ページ目でございますけれども、二次洗浄室の作業環境を確保するため、一定の室圧を保っているのですが、このときは、電気系統の点検ということで、空気を入れる側のファンをとめた。とめたというか、電気の点検のために、同じ系統なのでとまってしまった。一方、空気を出す方の排気ファンを動かしたということで、そうすると部屋の中の圧力が下がって行って、それが引き金になり、もともと緩んでいたクリップがあったので落ちたというふうに推測したものであります。

それで、参考資料と書いてある方の資料を見ていただきたいのですが、12月14日付となっております。これは、北九州の監視委員会でご報告したのですが、その後、対策をこのように講じたということを書かせていただいております。

2ページ目の写真に、落ちた天井板のある上の方、クリップの状況などを点検したということになります。要は、このような状態になってありまして、屋根の火災検知機など点検するためには、この細い鉄骨の上を歩かなければならなかったという状況で、時々、それを踏み外し

て天井に損害を与えていたということがあります。

ということで、対策の一つといたしましては、3ページの写真にありますように、天井の裏の鉄骨の上を歩かなくていいように歩廊を設けるということで、この上に道をつくって、この上を通ることによって影響を与えないようにしたということです。あとは、圧力が急に変わらないようなシステムを構築したということです。あとは、地元の市役所への連絡体制についても見直すということをご報告させていただいております。

そういうことで、至極簡単ではございますけれども、全体の状況と北九州の対策について報告させていただきました。

この後、北海道の進捗状況についてご説明いたします。

【JESCO】

資料番号5-1-2に沿いまして、北海道事業の計画スケジュールについてご報告いたします。

本年2月に北海道知事から設置許可をいただきまして、建設工事に着手してまいりました。現在、8割程度の出来高でございます。最終的に残っている工事としましては、配管、ダクト、電気設備、それから建築の内装等、まだ工事はかなり残っております。

ちなみに、本年、建設中の現場を見学させていただきたいというご要望が多々ございまして、約30団体、延べ人数にいたしまして1,000人ほどが見学に来られております。1件も断ったことがございません。

それで、3月に環境モニタリングの計画を策定いたしまして、4月に先ほどご報告いたしましたような内容の環境モニタリングを開始いたしております。

9月には、運転会社と契約をいたしました。

10月に、早速、教育訓練を開始しております。その中身については、後でまた詳しく報告いたします。

そして、施設の設置許可をいただいたのですが、さらに施設をより使い勝手のいいものとし、より確実にPCBを処理できるようにということで、3点ほど変更をいたしたいということでございまして、11月に事前協議をいたしまして、今月中には変更許可申請を正式に出したいと考えております。

かいつまんで申しますと、3点ございまして、1点はトランスの鉄心の解体前洗浄槽というものを追加したい。2点目が、副反応槽の肉厚を厚くしたい。3点目は、ボイラーの排気口の位置と口径を変更したいといった内容でございます。

12月、今月に入りまして、受入基準の策定をいたしまして、胆振地域を中心として、まず処理を急ぐところから、保管事業者様並びに業者さんに対しまして説明会を行っております。

今後なのですが、来年1月に、先ほど従事者講習会、実際に作業に携わる方の講習会が予定されております。

それから、2月に入りまして、収運業の道あるいは政令市に対する許可申請ということになりまして、審査期間が1カ月程度見込まれております。一方、施設は3月から試運転を開始いたします。この段階で、JESCO施設に入っていただく方の搬入者あるいは連携者の入門許可申請の受付をしたいと考えてございまして、基準に合致していれば入門許可認定の交付という運びにいたしまして、6月から、実際のPCBのトランス、コンデンサを使いまして試運転を行ってまいりますので、そのときには収運の業務許可をいただいた方に運んでいただくということになります。

さらに、保管事業者様に対しまして、5月以降、細かな地区割りの説明会を開始いたしまして、操業以降、滞りなくやっていくという準備をしていきたいと考えております。

それから、情報公開施設、ここの整備は非常に重要だというお話が先ほどもございました。従いまして、ここの場所は来年10月にオープンする予定でございまして、1道15県と室蘭市さんと十分にご相談させていただきながら、いろいろな環境情報発信の場として整備をしていきたいと考えております。

それから、当事業所といたしましては、9月段階で処分業の許可申請を北海道さんにお出しするということにしたいと思っております。許可をいただきまして、10月から本格操業を開始、情報センターの供用開始ということを考えております。

続きまして、資料の5-2をご説明させていただきたいと思っております。

前回、この場でご議論いただきましたが、豊田、東京あるいは北九州の事故を踏まえた事象と、それが北海道事業ではどういうふうに反映されているかということにつきまして、かいつまんでご報告をいたします。

まず、豊田の事故、排気の排出関係でございますけれども、圧力計につきましては、フランジ接合にいたしまして、脱落することのないようにしております。

次に、パッキンにつきましては、テフロン製パッキンに交換してしまったということも一因でございますので、これについては、きちんと本来のパッキンの材料をきちんと管理していくシステムを整備したいと思っております。

それから、三つ目に、ポンプのバルブの異常振動ということがございましたので、北海道事業につきましては、リボイラの循環については自然循環方式を用いて、送液用にはその専用のポンプを設置して循環と送液の役割分担をきちっとするということにしています。

それから、4番と5番は大体同じような話でございますが、天井裏の仕舞いが不十分で漏洩したということでございます。これにつきましては、スモークテストを行って、いわゆるシーリングがきちんとなっているかどうかの確認をいたします。それから、負圧管理につきましても、中央制御室で絶えず監視するということにしたいと思っております。

それから、6番目は、これは人がやるわけですが、非常時の切りかえ操作がおくれたということがございました。北海道事業では、切りかえなくても済むように、常時、活性炭槽を天井裏の排気であっても通して排出するというように設備対応しております。

それから、フランジ接合部のずれやにじみ、あるいはボルトの緩み等につきましては、建設時、試運転時に十分チェックをして、操業後も確認をするということにしたいと思っております。

それから、作業員の作業状況の把握が不十分ということでございますので、作業長、班長が作業状況を把握するというのをきちんとやっていきたいと思っております。

9番、10番につきましては、それらの伝達漏れや報告の遅延、あるいは申し送りについてでございますけれども、これらもすべて文書化する。口で言って記録が残っていないということがないようにしたいと考えております。

それから、教育事項につきましては、その習得状況を確認していなかったということがございますので、作業員に対しての評価を実施して、習熟度をちゃんと確認して、さらに必要な教育については個別にも補強するということを行いたいと考えております。

それから、12番と13番は、連絡の遅れ、あるいは関係機関への連絡も遅れたということでございますので、所内の連絡がとれない場合は、飛び越してどんどん先に連絡をするというような連絡網の構築、それから、所管の官庁に対しましては、緊急対応マニュアルできちっと連絡先を明記しまして、わかりやすい場所に絶えずそれを張って、何かあった場合にはすぐ連絡をするということにしたいと思っております。

東京の事象につきましては、排水のオーバーフローでございますが、これは基本的に処理方式が異なりますので、基本的にはこのようなことがないと考えております。北海道事業所の場合も、アルカリ廃水というものが処理の結果出てまいります。これについては、不合格の場合は、必ずもとの工程に返して、必ずPCBを除去した上での排出にしたいと思っております。これは、当然、屋内にございます。

そういうものを誤って判断をして外に設置してしまった、一時的な仮の設備だということでございましたが、それも事業所に評価できる委員会を設置して、本社にそういうものを上げて、多重のチェックがきくような体制にしたいと考えております。

それから、次のページでございますが、一つの原因として、非常に粘度の高いPCBを受け入れたということがございます。PCBの油類も北海道事業で受入れますが、ドラム缶の中に

入っていますので、ほかの不純物が入っている可能性もございます。ですから、そういうものは場合によっては処理できないといえますか、非常に習熟度が高まらないと、いきなり難しいものを処理するというのもストップする原因になってしまいますので、そういうものは事前に分析をするということにしたいと思います。

それから、東京の2度目の事故でございますが、コンデンサ液中切断槽の水位が低下してPCBが露出したという点でございます。これも、基本的に処理方式が異なっておりますので、あり得ないと思っております。つまり、液中で切断するような装置は北海道にはございません。

それから、3番のパトロールで認識できなかったのかということがございますので、安全パトロールの要綱を定めて、きちんとしたパトロールを実施したいと思っております。

それから、4番目は、測定装置の故障という誤った判断をしたということがございましたので、それについても、北海道事業の場合はオンラインモニタリングは上流側についております。活性炭槽の前にオンラインがついているので、その異常を感知したら、即、外部に流出するというような事態にはなりません。さらに今検討しておりますのは、異常警報が出た場合に、別の系統の活性炭槽にバイパスでPCBが含まれている排気を持って行って、2段階の処理をしてから外に出すというようなことも検討中でございます。

それから、5番、6番、7番につきましては、緊急停止した後の設備状況の把握とか、PCBの排出を想定しての措置、それから、停止中だったにもかかわらず非常事態が起こってしまったということにつきましては、経験豊かな職員を配置するとか、安全環境教育を実施するとか、非常時における作業手順を整備するといったことを実施してまいりたいと思っております。

最後に、北九州の天井落下の件でございますが、基本的に以下の対策をとります。

先ほどの北九州の措置のところにも出てまいりましたが、どうしても人が天井裏に入った場合に誤って天井板を踏んでしまうことがありますので、そのようなことがないように、天井裏の歩廊を設置します。それから、さらに一枚板を渡して、直接天井板を踏まないような設備を設置します。

それから、クリップの問題が出ております。これは、北九州とほぼ同じ構造をしておりますので、クリップの強度を30%増した強い部材にいたしました。

最後に、電気系統の点検時に吸気をしないで排気だけどンドンしてしまったことから、非常に極端な負圧になってしまった、それで天井が引っ張られて落ちたということでございますので、電気系統を切った際には吸気も排気もどっちもとまるような構造に北海道事業はいたしました。以上が北海道事業への反映でございます。

【JESCO】

それでは、資料の5-6をご説明申し上げます。

この受入計画は、12月14日に室蘭市と北海道にご承認をいただきましたので、そこには「受入計画(案)」なっておりますけれども、(案)をとっていただきたいと思っております。

それでは、この受入計画でありますけれども、これは北海道と室蘭市とで締結した環境保全協定に基づいて、計画的な施設への搬入と安全で効率的な処理の実施のためにこういう計画を作成したところでございます。

中には5項目ほどございます。

最初は受入開始時期です。これは、スケジュールでご説明したとおり、受入の開始は19年度10月です。それから、当然のことですが、開始以前に特別管理産業廃棄物処分量の許可をいただいて、それ以外の必要な法令上の手続は全部完了させます。それから、操業の開始後、処理するPCBの受入は、当然のことですが、業の許可取得後に行います。

試運転に関して、注ということで書いてありますが、試運転に関しましては、平成19年6月から行います。その際には、北海道と室蘭市さんと協議の上、試運転計画を決定して、安全確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、2番目の計画的な受入の部分です。

(1)では、処理能力を超えないように行いたいということで、その台数ですけれども、先

ほど委員長からもご説明がありましたように、大型トランス、これは車載トランスも含みますが、2台、小型トランスが1台、コンデンサが28台、廃PCB等はドラム缶で2本、その他の電気機器は5日で8台ということで、これはそれぞれ解体ラインが違うものですから、その中で処理可能な台数ということになります。

それから、3番目の受入れるPCBの見込み量についてです。

PCBの受入については、まずは道内においては室蘭市を中心に胆振支庁管内、日高支庁、渡島支庁及び檜山支庁管内ということで、北海道で策定したPCB処理計画に基づいて処理することを基本としてまいりたいこと。道外においては、15県で構成する広域協議会というものがありませんが、ここで合議されたものに基づいて処理を進めてまいりたいと考えております。

ちなみに、19年10月から本格操業ということでございますが、その際には、いきなり能力100%というのはちょっと無理だと考えていますので、そこに従事する作業員の技術的な修練度を考えて、段階的に、当社が持っている能力の3割程度、次の段階では5割程度ということで考えていきたいということの結果、大型トランスは24台程度、小型トランスは54台、コンデンサは1,548台、廃PCBはドラム缶で88本、その他の電気機器が85台程度ということで考えております。

さらに、当然、保管事業者に対して常に働きかけをするとともに、行政が行う保管事業者への説明会などへも協力してまいりたいと。

それから、20年度以降、最初の半年間は段階的に70%程度まで能力を上げ、1年をかけてさらに処理能力を高めていきたいと考えております。

年度ごとの計画ということになりますが、4番目、20年以降の北海道と広域協議会で策定した搬入者等に対する指導等の方針を踏まえて、毎年、受入量についての計画を前年度末までに提出したいと思っております。

それから、月ごとの実施計画ということですが、受入計画を前月の末までに北海道と室蘭市に報告をして、全体的な把握に努めていきたいと思っております。

以上です。

【JESCO】

続きまして、資料の5-7を説明させていただきます。

前回の監視円卓会議におきまして、教育訓練についてできるだけ早目から実行すると申し上げたところ、いろいろな角度からご意見をいただきました。それも踏まえまして、その一番上に書いてありますとおり、9月になりましたが、本社と北海道事業所の方で打ち合わせをして、やはり重点的・計画的に進めようということで観点を整理してみたということが1点ございます。

そこには、③として、北九州事業所における実地研修訓練とあります。これは、北九州事業所は順調に稼働しているということを前提に、実地研修は北九州を主体に考えております。その後、7月に操業を再開いたしました豊田事業所がプロセス的に北海道と似ておりますので、ここの相談をした結果、後から出てきますが、豊田でも、北九州に比べると機械的、内容的に多少軽目ではありますが、受けていただけるという調整も行ってきております。

実施状況のところですが、まずは事業所内教育として、9月の下旬になりますが、事業所の職員を対象にJESCO本社として、こういう観点でやっていただきたいという理念的なことをいろいろ申し上げた上で、東京はプロセスが若干違うということで、学ぶものとしては豊田の経験を北海道事業所の職員にも知っていただきたいということで、この部分だけで5時間ございますが、細かく技術的な問題等を聞いて議論をしていただくということをやっています。その上で、運転会社の委託契約が9月末に成立いたしましたので、10月に入りまして、運転会社あるいはJVの特に作業手順書づくりに今後かかわっていくであろうという方々も含めて、第2回の教育ということをやらせていただきました。

やはり、使いやすい、ミスが少ない作業手順の書類、マニュアルをつくるということが重要であろうと。東京などではそれが不備であったという点も指摘されていますので、できるだけ

J V、運転会社、それからJ E S C O事業所が一体となってその辺を一つの方向を持ってやっていこうということを主眼に進めてきております。

作業手順書につきましては、北海道庁あるいは室蘭にそれぞれ確認をいただくという手順がありますけれども、教育訓練の中でよりよいものが効率的にできるように配慮してやっていきたいと思っております。

裏に行ってくださいまして、同様の趣旨でいろいろ教育を進めておりますけれども、例えば廃棄物処理法、P C B特措法の法令的な面もやっております。

4番、5番は、北九州、豊田でそれぞれどういう内容で、どのぐらいの人数で行われているかということ載せております。北九州と豊田はそれぞれ稼働中の施設でございますので、なかなか大量の人員がすっとなって受けられるものではないのですが、できるだけ人と教育を学ぶ中身を絞って、向こうにも迷惑がかからないようにということで、必要に応じて本社も間に入り、調整をさせていただいて進めてきております。

これは、北九州で、もう一度、こういう点についてやってほしいという要望も運転会社の方から出てきておりますので、今後の計画というところに書いてありますが、今月の下旬に2回目の北九州の研修を調整しているところです。そういう形で、順次、効率的に実効ある研修を行えるように考えていきたいと思っております。

現在、運転会社は、新聞記事にもございましたが、結果的に111名人員構成になるのですが、現在の時点では幹部クラスの二十数名を押さえています。年明けになりまして、作業員も含めて111名体制に順次整備されていくので、そういった方々の配置状況を踏まえながら、より現場に即した細かい研修へ進めていく予定でおります。

現在の状況は以上です。

【J E S C O】

運転会社の教育訓練につきまして、ただいまの説明に若干補足をさせていただきます。

説明資料は資料5-8でございますが、10ページ目をお開きください。

ここにありますように、現在の人員体制は111名です。上の方の施設管理者、業務部門、この上の部門の幹部スタッフが現在配置されております。それから、作業長、班長クラスにつきましても12月から配置が始まったところでございます。

それから、12ページをごらんください。

真ん中に(6)とありまして、試運転前及び試運転期間中の教育訓練の予定ということを書いてございます。これは、ステップ1からステップ5に分けて、それぞれのステップでどのようなことをやるかということを書いてございます。現在はステップ1及びステップ2の段階でございます。ステップ1は、会社発足の10月初旬から来年1月初旬まで、研修対象としましては幹部スタッフでございます。研修概要は、そこに書いてございますように、処理事業の基本思想、施設の基本設計、関連法規、対外業務を理解した後に、他事業所において研修をするということで、先ほどもお話ししましたように、北九州事業所ということで予定をしております。

ステップ2は、12月初旬からということで、研修対象としましては、先ほど申し上げました幹部スタッフのほかに作業長、班長クラスが加わっております。この研修概要も、同じように基本設計、関連法規等を学んだ後、運転操作を理解した後、他事業所において操業の研修をしたいということで、こちらも来年の1月に豊田事業所での研修を予定しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

たくさんのご説明をありがとうございました。

まず、北九州の天井板は、天井が要る構造なのですか。

【JESCO】

恐らく、こんな感じの天井でありまして、どちらかという内装といいますか、これをなくして本当にコンクリートの天井でもいいのかもしれませんが、そのような構造にしているということです。

【委員長】

だったら、天井をなしにすればいいのではないのでしょうか。

【JESCO】

構造上、上をはわせる配線とか火災報知機の関係があります。例えば、大型の洗浄槽などがあるようなところでは、一部、上の床の裏がむき出ているという構造もありますけれども、やはり配線等が必要なところは、二重構造にして、天井材で一度仕切りをつくるというものがほかの事業でも一般的になっています。

【委員長】

それから、ここは2回線受電ですか。自家発ですか。

【JESCO】

受電は新日鐵の中央発電所から1本で受けております。

それから、万が一、電気が来なくなってしまった場合は自家発を用意しております。安全に停止するだけの電力は当然供給できるような設備になっております。

【委員長】

主任電気技術者は何名配置するのですか。

【JESCO】

当事業所に1名おります。

【委員長】

〇〇委員、先ほどご質問されましたので、どうぞ。

【委員】

資料5-1-2の北海道PCB廃棄物処理事業の経過とスケジュールの中で、平成19年2月、特別管理産業廃棄物運搬業の許可申請受付開始と書いてありますが、これは道内分、道外分というふうに分けるのですか。

【事務局】

それでは、19年2月の収集運搬業の許可の関係についてご説明します。

その前に実施します1月の従事者講習会については、道内企業に係るということで限定して開催しようと思っております。2月に実施します収運業の許可につきましても、まず道内分の処理に必要な許可を出したいと思っております。15県さんにつきましては、平成20年からの搬入になってまいりますので、それに間に合うように、各県の方で手続が進められる、基本的にはそのようなスケジュールで進める予定でございます。

【委員】

わかりました。

続いて、資料5-2の豊田事業所の事故と対策及び北海道事業への反映の中で、5番の北海道への反映として、天井裏を含む各エリアの圧力を中央制御室で監視と書いていますけれども、

これは、すべてを見ることができるとかどうか。

それから、6番目です。排気が活性炭吸着塔ということで、活性炭の効果は今まで議論されてきましたけれども、どうなのか。

それから、裏に行きまして、北九州事業の事故等を反映して北海道への反映ということで、その2番目です。今後、点検歩廊の設置及び足場板を使用して天井裏を移動ということですが、けれども、実際、12月に出されたプリントに従えば、やはり暗いですね。天井裏歩廊をつくったそうですけれども、これは前はなかったのです。それで、歩廊をつくったのですけれども、聞くとところによると、懐中電灯等で点検をしたということのようです。ここら辺は、天井裏歩廊のところに電気等をつけて、よく点検ができるようになっているのですか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

それから……。

【委員長】

そこまでにしてください。

圧力を中央制御室で見れるかということと、活性炭の能力になどについてです。

【JESCO】

まず、天井裏の各エリアの圧力ですけれども、当然、区画ごとにつながっているところは1点として数えますので、必要なところは全部監視することになっております。

それから、活性炭の能力ということですが、常時、異常なものが流れるわけではなくて、これは、いわゆる最終的な安全のガード、セーフティガード、セーフティネットとしてやっております。通常は年単位でもつものですが、1年あるいは2年といった周期で交換していく、未然に交換していくということで計画を立ててございます。

【JESCO】

北九州の天井裏についてですが、1,000平米ございまして、そこに常時スイッチオン・オフができる照明をつけることは考えておりません。ここは、特に火災報知機関係の点検のために、頻度としてはごく少ない回数で入りますので、基本的には懐中電灯で対応できると考えております。ただ、写真にあるところは非常に入り組んでおりますけれども、多少広いスペースがありますので、その部分とか、あるいは、こういう事故が起きましたので、外部の方が見やすいようにという配慮は今検討しているところです。基本的に、こういうような照明を設けることは考えておりません。

【委員長】

ありがとうございました。

では〇〇委員、続けてお願いします。

【委員】

それでは、北海道PCB廃棄物処理施設運転業務計画書について質問します。

23ページの作業環境管理というところですか。(1)作業環境管理にかかわる留意事項、①ダイオキシン類の作業環境濃度をできる限り低くできるように、PCBが染み着いたウエスや吸着材等については、作業環境中に長時間放置しないとあります。これは、その部屋に置かないということだと思いますが、そうすると、その後はどういうふうにするのか。

それから、24ページの(3)作業環境測定のところですか。測定対象と頻度について、PCBの作業環境測定を6カ月に1回となっているのですけれども、6カ月に1回というのは何か法令に従っているのかどうか。

その下の方でも、分析室については、「有機溶剤中毒予防規則」以下「有期則」に基づき6カ月に1回の頻度と書いていますけれども、6カ月に1回というのは何か根拠があるのかどう

か。

次に、25ページの真ん中あたりに手袋というのがあります。原則として、使い捨てをするというふうに書いていますけれども、その後はどういうふうになるのか。

それから、マスクです。防毒マスクを着用しますと言っていますけれども、着用後、使い捨てになるのかどうか。

その次の26ページですが、上から6行目の「管理区域から管理区域外に退出する際には」の次の行、「なお、管理区域レベル3で身につけた防護服、PCBが付着した作業服は更衣室の洗濯機では洗わないこととします」とあります。そういうことになれば、最終的にはどういうふう処理されるのか。

それから、28ページの2行目です。産業医が当然置かれると思いますが、これは常駐なのかどうか。

その次は、29ページの真ん中辺です。

ちょっと読んでみます。

「管理区域レベル3の大型・車載トランス解体エリア及び受入検査室における作業に従事する者及び小型トランス解体エリア、コンデンサ解体エリア」等々ずっと書いてまして、その次の行です。「エリアに頻繁に出入りする者若しくはPCBストレーナーを頻繁に交換・洗浄する者を対象に血中PCB濃度を及び血中ダイオキシン類濃度を就業前とその後年1回実施します」とありますが、年1回実施の根拠はどういうことなのか。

以上です。

【JESCO】

順番が前後するかもしれませんが、まず作業環境で出たマスク、手袋、作業服につきましては、まず放置しないという手立ては、量に応じますが、ドラム缶なり専用の容器を置いておきまして、そこにすぐ封入をすることになります。そうしてたまったものは、運転廃棄物の範疇になると思いますが、現在の処理工程では処理を想定しておりませんので、当分の間は保管ということになります。

それから、血中濃度の測定に関してですが、これはJESCO事業全体に共通する話でもございまして、JESCOに作業安全に関する専門家も含めた委員会がございまして、そこで一つの目安をつくっていただいております。おおむね他事業所もこの形でいっております。現在のところ、際立った血中濃度の増加という現象は起きておりませんが、傾向としてはちょっと増加傾向にあるのではないかということはあるようです。そういう場合には、例えば配置を変えるなどという対策で、できるだけ顕在化に至る前にとめようということで、この程度の頻度で十分ということで今はやっております。

当然、施設の状況とか、例えば豊田は非常に狭い中でやっていますが、北海道はかなり広いです。そういうことによって事業所による差は多少ございます。北海道事業では、こういう考えでやっております。

ただ、この辺につきましては、北海道事業にかかわる事業部会でも、次回の事業部会の話題として、作業環境安全の確保について再度議論をされることになっております。具体的にどうやっていくかという詳細はこれから決まるというふうにお考えいただけたらと思います。

【JESCO】

産業医については、産業医を指定するという事になっておりまして、事業所の中に常駐するという事は今は考えておりません。

あとは、24ページの分析の関係の問題ですが、そこは確認をしておりますので、現時点ではお答えできません。

【委員長】

有機溶剤の方は、これは法律で決められているのですか。

【JESCO】

はい。有機溶剤は法律で決められております。

あとは、PCBの作業環境につきましては、厚生労働省の方からPCB廃棄物を処理する施設、あるいは保管するものに対して作業環境をこのように確保しなさいという通達が出ております。そこに、いわゆるA測定をこういうふうにして、B測定をこういうふうにしなさい、管理目標値としてはこうですということも含めて書かれております。それに基づいて、ほかの事業所もやっておりますし、北海道もやりたいと考えております。

【委員長】

大体お答えになったようですが、委員、よろしいですか。

【委員】

時間もありませんので、これでいいです。

【委員】

業務計画書の中に、ここの作業に携わる方が111人と書いてあります。このPCBを持ってくるときに、室蘭からも若い人たちを雇用することもあるから経済効果もあるという話を聞きました。また、作業長とか長になる方は、経験があつて、PCBに詳しい方がなられると思うのですが、そういう方はどこから来るのでしょうか、室蘭から雇用はどのぐらいあったのか、平均年齢はどのぐらいなのかということをお聞きしたいのです。

それから、運搬の方で、JRや船は国のものということはわかるのですが、貨物の方はいろいろな業者があります。トラックで運搬するときの事業者はどういう方たちかなと。これは、もう決まっていることなのでしょうか。

【委員長】

いろいろありますが、今委員が言われた雇用関係について、大体地元はどれぐらいだったのでしょうか。

【JESCO】

室蘭環境プラントサービス、略称メプスという会社ですけれども、本来はその社長さんにお答えしていただくのが一番適切だと思うのですが、私が聞いている範囲では、現在のところ、先ほどもご説明したとおり、管理者クラスをまずそろえたと。この方々は、室蘭市内のいわゆる鉄鋼業とか、石油精製業とか、今まで相当ご経験があり、こういった作業を技術的にも熟知されている方だと聞いております。したがって、かなりの部分は室蘭市内で採用されているのではないかと聞いております。

【委員】

はっきりと人数はわからないのですか。

【JESCO】

具体的に何人とか、パーセントですか。

【委員】

では、この次に教えてください。

【JESCO】

わかりました。

それから、作業員の方は、この年末にかけて雇用をしていって、年明けには大体全容がそろると聞いております。したがって、全容がそろった段階で、次回の監視円卓会議の場でご報告できると思いますので、そうさせていただきたいと思います。

【委員長】

運送業者の方については、先ほど説明があったように、いろいろな資格要件を満たされた方が運送・運搬の業者になれるわけですが、どういう人になるかということは、申請が来た段階でわかるということです。

今日は、4時半ぐらいまでを想定していましたが、委員の方々は大変ご熱心で、いろいろな質問を出していただきまして、ありがとうございます。もう5時も過ぎましたので、今日はこれで終了したいと思います。

今日は、大変たくさんの事柄をご説明いただきましたので、さらにこういうことを知りたいという方がいらっしゃいましたら、事務局の方にご連絡をしていただいて、次回の円卓会議のときにご説明をいただく形にしたいと思います。その方向でご了解をいただきたいと存じます。

【委員】

今の点で、資料が届いたのが1週間ぐらい前だったと思いますが、私もこの場で聞きたいことがありました。多分、ここでは、この会議でどういうことを重要視して考えなければいけないかという考え方をディスカッションしなければいけないと思います。私もさっきお聞きしたのですが、技術的なことでどうこうという話で時間をとってしまうと非常にもったいないので、例えば、今のような質問は、事前にお受けして、文書の形でまとめてしまえばいいと思います。

次回も、今回のようにQ & Aでずっと話し出していくと大変なことになりますので、事前に集めて、それに対する回答をいただき、それを私たちがシェアすれば済むと思います。その上で、次回の円卓会議では、例えば緊急時にどういうことがあったらとか、具体的に私たちの役目に関するテーマですね。実際に来年の3月から稼働が始まるということですから、もし異常事態があった場合、災害のときには監視円卓会議の方に何らかのアナウンスをすとか、会議の中に規定があったと思いますけれども、具体的に来年の3月から私たちも実際に動くということがありますので、できればそちらの方にシフトしていただきたいと思います。モニタリングの結果は、あくまでも問題がないということの確認で、事実関係の確認については、事前に資料でまとめていただく、あるいはQ & Aでやっていただく。これは、ちょっと時間がかかると思いますし、次回がいつかはちょっとわからないのですが、本来の私たちの業務の関連の方で時間を割けるような形で考えていただければと思います。

【委員長】

わかりました。

おっしゃるように、試運転も入ります。円卓会議の役割が最初の段階で決まっておりますので、今は操業に向けて我々が気づいた問題点があるかないかというところで進めてきておりますが、次回以降はだんだんと実際に動くということになりますので、そういう観点からの議論を進めていけるように工夫をしてください。

最後に、次回関係を事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、次回関係ですけれども、年度内にもう一度開催したいと思います。と申しますのは、委員の皆様が任期が、3月31日いっぱいとなっておりますので、それまでにはもう一度開催したいと思います。

また、公募の委員の方がいらっしゃいますので、公募につきましても年明けに改めてご案内する形にしたいと思います。よろしく申し上げます。

3. 閉 会

【委員長】

それでは、進行がうまくいかず、5時を過ぎてしまいました。済みませんでした。皆様、どうもご苦労さまでした。